

議案第112号

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和2年11月25日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する
条例

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例(平成22年備前市条例
第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基
盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進によ
る地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第112号参考資料

備前市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第13条第4項又は第7項(法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により承認された承認地域経済牽引事業計画に従って、<u>法第25条</u>の承認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者(地方公共団体を除く。)が設置する施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六</u>条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に對して適用する。</p>	<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この条例は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、法第13条第4項又は第7項(法第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により承認された承認地域経済牽引事業計画に従って、<u>法第24条</u>の承認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者(地方公共団体を除く。)が設置する施設のうち、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25</u>条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に對して適用する。</p>